

# 「特定生産緑地制度」

## をご存知ですか？



### ■ 特定生産緑地制度とは

特定生産緑地制度は、生産緑地法の改正（平成30（2018）年4月1日施行）により、新しく創設された制度で、生産緑地に指定されている農地のうち、所有者等の意向を踏まえ、「特定生産緑地」として指定することが可能となりました。

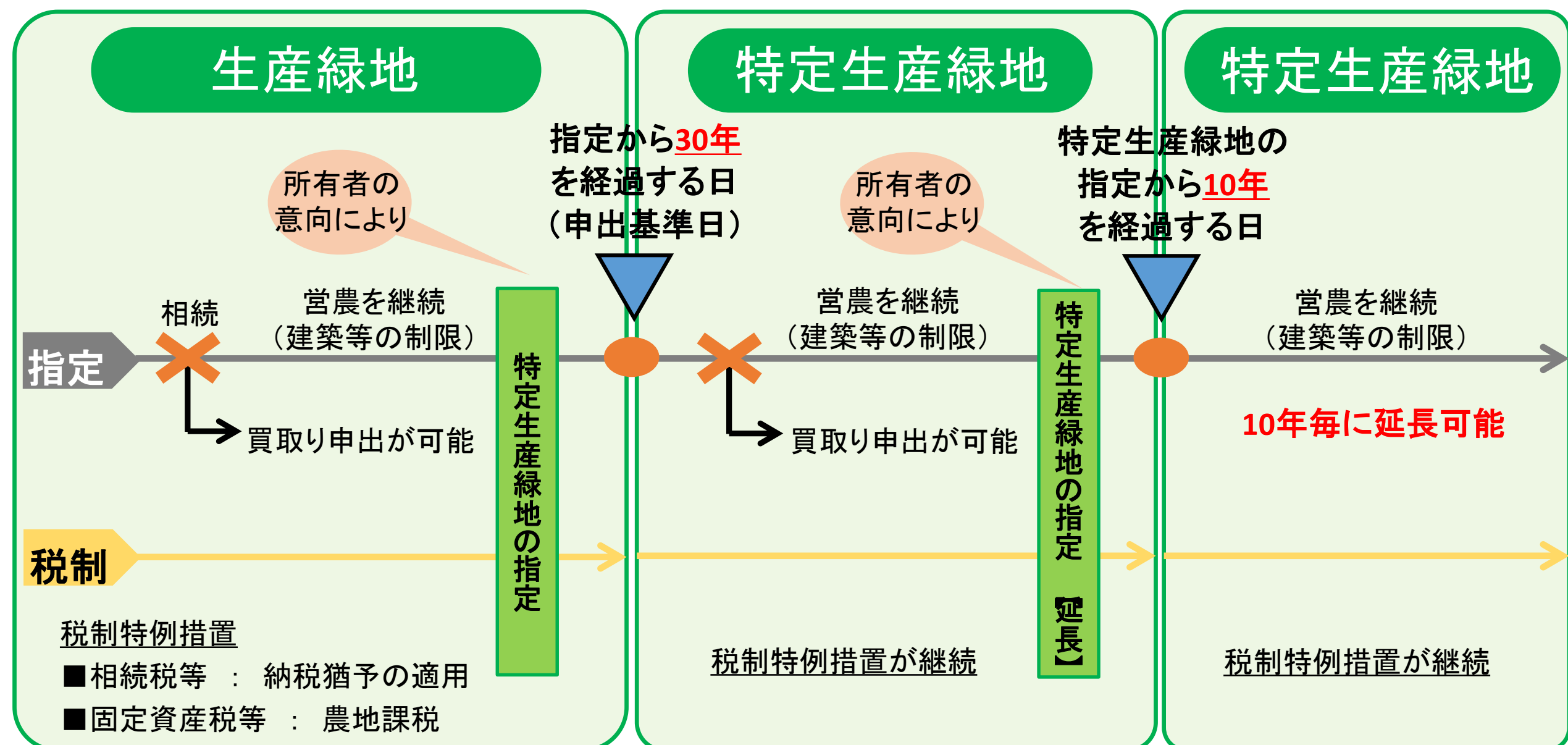
- 指定から30年を迎える生産緑地※を所有者等の意向に基づいて指定します。
- 営農や相続に影響のある制度です。

※門真市の生産緑地の多くは平成4年（1992年）に指定しています。

※指定は、30年を経過するまでに行う必要があります！！

※指定には、所有者ほか農地等利害関係人※の方の指定同意が必要で！！

※土地に関する権利を有する全ての方を指します。



## 特定生産緑地に指定する場合

### 営農

- 10年毎に継続の可否を判断できます。  
(特定生産緑地の指定は10年毎に延長可能)

### 税制措置

- 固定資産税等は、引き続き農地課税です。
- 次の相続時に相続税の納税猶予が受けられます。

## 特定生産緑地に指定しない場合

### 営農

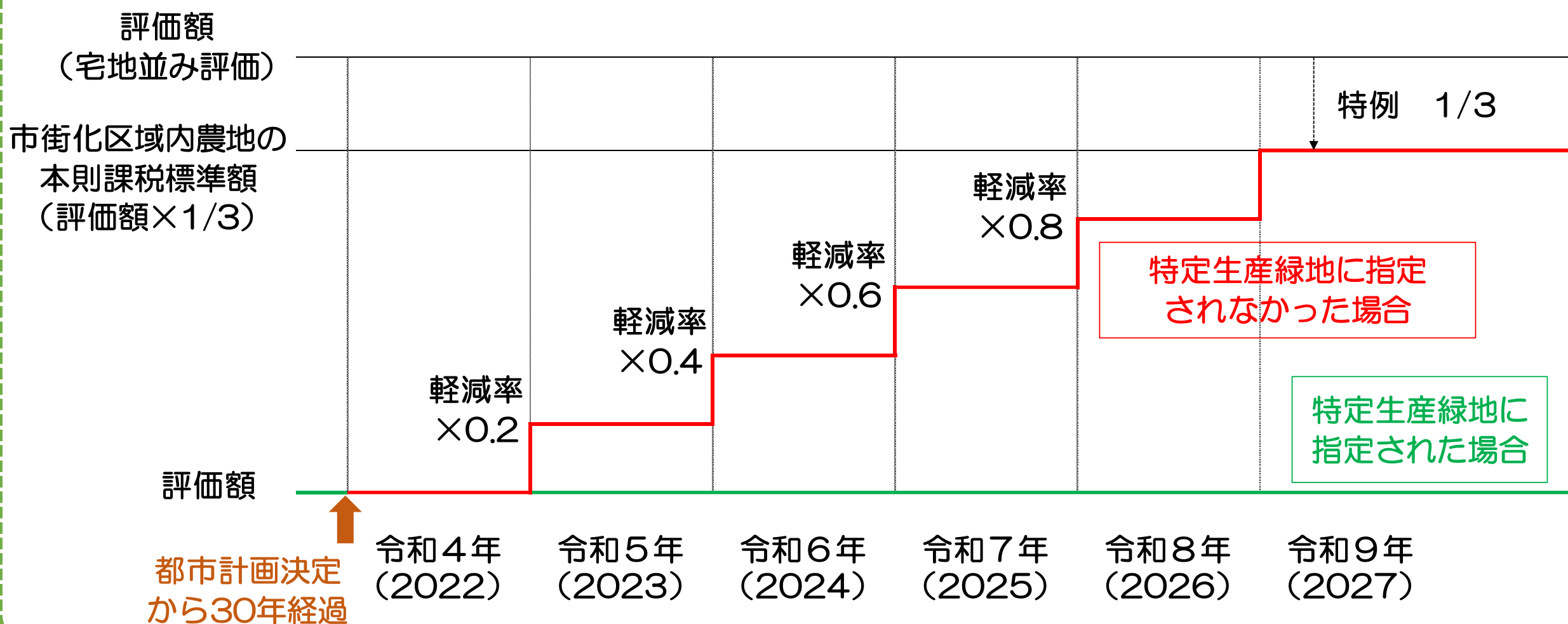
- 30年経過後は、特定生産緑地に指定できません。

### 税制措置

- 固定資産税等が段階的に増加し、5年後にはほぼ宅地並み課税となります。  
(下図イメージ参照)

注) 生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です。

## 特定生産緑地に指定しなかった場合の農地の固定資産税のイメージ (令和4年に申出基準日を迎える場合)



## ◆ 特定生産緑地の指定スケジュール (予定)

- 対象の方に様式等を送付しておりますので、よくご確認ください。
- 特定生産緑地の指定の有無に関わらず、令和2(2020)年4月～令和3(2021)年3月までの受付期間内に手続きをお願いします。

※この指定スケジュールは、令和4年または5年に申出基準日を迎える生産緑地が対象です。これ以降については、申出基準日が到来する頃に市より別途案内を送付します。

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
3月 様式等の送付	令和2年4月 ～令和3年3月 指定(または非指定)申出 受付	11月頃 都市計画審議会 12月頃 指定の公示	8月 指定期限 (申出基準日)
指定の相談(随時)		審査	指定

【お問合せ先】

門真市役所 都市政策課

TEL 06-6902-6238

